



2016.11.28  
コチ コンサルティング

来年4月1日施行の外国人就労許可証制度の変更 (<http://cochicon.com/1359.html>)に合わせた試行地点での試行が始まっています。本号では、上海市の外国人就労許可証の統合（“兩証整合”）の試行状況と併せて、本年も日常労務管理上のトラブル処理で最もお問合せの多かった各地の傷病休暇最新規定についてご報告します。

また、本号から、“CoChi HRアンケート”を開始させていただきます。在中日系企業様の各種人事労務施策の実態を共有し、各社の戦略策定にご活用頂くことを目的としております。どうぞ奮って、継続ご参加下さい。



HR Café

最新更新 ・ 主要都市傷病休暇賃金規定（根拠法規記載）  
注目Q&A ・ 社員の休職処理について

内容 【人事・労務情報】

- 外国人就労許可証制度改定“兩証整合” 試行状況（上海市）
  - 主要都市の傷病休暇賃金
- 【今月の知りたい！】
- 2016賞与支給

### 人事・労務情報

#### ■外国人就労許可証制度改定案（“兩証整合”） 試行状況（上海市）

2017年4月1日施行予定の2種類の外国人の就労許可“外国人專家証”、“外国人就業許可証”を“外国人工作許可証”に統合する“兩証整合”の試行地点である上海市では、11月に入り、各種手続き詳細がネット上で公表されていますが、窓口対応は12月以降とされています。詳細が開示されていなかったポイント制度は公表されましたが、新規申請者からポイント審査が適用されると言われています。

最も一般的な外国人就労者の分類となるB類の詳細は下記です。

#### B類（外国専門人材）

外国人来中業務指導目録および職務要請に合致し、中国の経済社会事業発展に需要のある専門人材、および外国人専門人材標準ポイントを満たす人材。60歳を超えず、学士以上の学歴と2年以上の申請職務の関連職務経験を有する事。ただし、年齢、学歴、業務履歴等の制限は状況に応じて緩和可能。

- ①大学本科以上の学歴と2年以上の申請業務と関連する職歴を保持する人材。
- ②中国国内高等教育機関または海外トップ100の高等教育機関で修士以上の学位を取得した人材。
- ③外国語語学教育人材は母国で大学学士以上の学位を取得し、2年以上の語学教育経験のある者。
- ④《要素ポイント付与計算表（積分要素計分賦値表）》のポイント60点以上の者。

**NAVI** 上記B類人材の必要条件①～④は、基本的に①を基本条件とし②～④は選択条件と理解されます。

**NAVI** 60歳以上の就労ビザ取得に関するお問合せが増加しています。現在までは地域、職務により差異はありますが、更新の場合は、更新の必要性を別途説明することで60代前半までは更新可能な場合が大半です。新制度においても、“緩和措置可能”の一言があることから、年齢制限が急激に厳格化されることはない判断されますが、各地の運用情報の収集が必要と思われます。

## Consulting

### 《要素ポイント付与計算表（積分要素計分賦値表）》

項目	基準	ポイント
中国国内年俸（万元） Max:20 point	45 & 45以上	20
	35～45未満	17
	25～35未満	14
	15～25未満	11
	7～15未満	8
	5～7未満	5
	5未満	0
学歴または国際職業資質証明 Max:20point	博士または博士相当	20
	修士または修士相当	15
	学士または学士相当	10
申請業務と関連する職務経験年数 Max:15point	2年以上の場合、1年ごとプラス1点	Max:15
	2年	5
	2年未満	0
年間就労時間 Max:15point 単位：月	9及び9以上	15
	6～9未満	10
	3～6未満	5
	3未満	0
中国語レベル Max:10point	中国語教育学士及びこれ以上の学位を取得	10
	HSK五級及びこれ以上	10
	HSK四級	8
	HSK三級	6
	HSK二級	4
勤務地区 Max:10point	西部地区	10
	東北地区等旧工業基地	10
	中部地区、国家級貧乏県等特別地区	10
年齢（歳） Max:10point	18～25	10
	26～45	15
	46～55	10
	56～60	5
	61以上	0
世界トップ100大学学歴or 世界トップ500企業勤務経験	世界トップ100高等教育機関（大学）卒業	5
	世界トップ500企業での勤務経験	5
省政府外国人管理部門の需要人材に対する ボーナスポイント Max:10point	地方経済社会发展需要を満たす人材 (詳細基準は省級外国人就労管理部門が規定)	0-10

**NAVI** 例) 大卒、40代前半、年収500万円以上、中国常駐  
 ⇒報酬14point+学歴10point+職歴15point+就労時間15point+年齢15point=72point  
 となり、中国語力、勤務企業、勤務地等を考慮せずとも、一般的にB類人材（外国専門人材）としての申請基準である60ポイントはクリアできる仕組みになっていると言えます。

### ■主要都市の傷病休暇賃金

不正傷病休暇申請(妊娠期の不正傷病休暇申請を含む)、高齢化に伴う長期傷病休暇申請が恒常的な課題となっています。医療機関の傷病証明書自体の不正立証は困難なケースが少なくありませんが、傷病休暇申請・許可プロセスが、会社規定通りに執行されていないケースも多くみられます。

会社規定ならびにその執行を見直すと同時に、傷病休暇賃金を法定範囲内で抑制することは、不正申請を抑制する為の効果的な施策です。

下記のオレンジ色 ■ は本人給与に影響を受ける地域、青色 ■ は会社規定において最低賃金の80%と規定することで傷病休暇賃金を抑制できる地域、緑色 ■ は会社独自で定められる地域です。

医療休暇規定は下記地域すべて同一国家規定：初年度3か月、以降1年毎に1か月増加。最大12か月。

地域	傷病休暇賃金に関わる規定							
上海	医療期間6か月以内(傷病休暇賃金)(勤続年数)					医療期間6か月以上(疾病救済金)(勤続年数)		
	2年未満	2年~4年 未満	4年~6年 未満	6年~8年 未満	8年以上	1年未満	1年~3年未満	3年以上
	60%	70%	80%	90%	100%	40%	50%	60%
医療期間賃金は市最低賃金の80%を下回らない(社会保険・住宅積立金個人負担部分を含まない)。 医療期間賃金が上海市前年度平均賃金を上回る場合は前年度平均賃金を上限とすることも可 (2015年:5,939元)。								
北京	市最低賃金の80%を下回らない(1,890元)							
広州	市最低賃金の80%を下回らない(1,895元)							
杭州	医療期間6か月内(傷病休暇賃金)(社会累計就労年数)				医療期間6か月以上(疾病救済金)(社会累計就労年数)			
	10年未満	10年~20年 未満	20年~30年 未満	30年以上	10年未満	10年~20年 未満	20年~30年 未満	30年以上
	50%	60%	70%	80%	40%	50%	60%	70%
市最低賃金の80%を下回らない。(1,860元)								
寧波	医療期間6か月内(傷病休暇賃金)(社会累計就労年数)				医療期間6か月以上(疾病救済金)(社会累計就労年数)			
	10年未満	10年~20年 未満	20年~30年 未満	30年以上	10年未満	10年~20年 未満	20年~30年 未満	30年以上
	50%	60%	70%	80%	40%	50%	60%	70%
市最低賃金の80%を下回らない。(1,860元)								
蘇州	市最低賃金の80%を下回らない。(1,820元)							
南京	市最低賃金の80%を下回らない。(1,770元)							
天津	市最低賃金の80%を下回らない。(1,950元)							
重慶	標準なし。会社は独自に規定で定めることができる。							
大連	会社は労働契約または集団契約に傷病休暇賃金を定めなくてはならないが、市最低賃金の80%を下回ってはならない。(1,530元)							
深セン	本人の正常勤務時賃金の60%を下回ってはならず、かつ市最低賃金の80%を下回ってはならない。(2,030元)							
青島	医療期間6か月内(傷病休暇賃金)	医療期間6か月以上(疾病救済金)		規定の医療期間を超えた場合で、 会社が労働能力鑑定を実施しない場合 市最低賃金の80%を下回らない 疾病救済金				
	本人給与*の70%の傷病休暇賃金	本人給与*の60%の疾病救済金						
	医療休暇賃金、疾病救済費とも、市最低賃金の80%を下回らなず、前年度会社平均賃金を上回らない。 *本人給与は労働者の疾病発生直前12か月の平均賃金。勤続12か月未満の場合は、実勤務月数の月次平均賃金とする。							

今月の知りたい!

### CoChi HR アンケート No.1 : 2016年度の賞与支給

WEBアンケートにご回答ください。 <http://cochicon.com/hr-servey/>

回答期限：2016年12月12日(月)

結果発表：2016年12月第2号(Vol.111)にて集計結果をご報告致します。

皆様の情報共有をお待ち申し上げます。奮ってご参加下さい!